〔健康福祉部(美作保健所・真庭保健所)〕

〇基本方針

管内の人口約22万人のうち、65歳以上の高齢者が約35%を占める一方、若い世代は減少傾向にある(令和2年10月国勢調査による)。超高齢社会において、医療・介護提供体制の確保や少子化対策、子育て環境の充実、健康寿命の延伸への取り組みが課題となっている。健康福祉部では、目指すべき「美作国」の姿として、質の高い医療・介護・福祉サービスが提供され、不安なく子どもを産み育てることができ、あらゆる世代の誰もが地域に愛着を持ち、お互いに支えあいながら、良好な環境の下、健康で自立し生き活きと暮らせる地域を目指している。

このため、医療需要に応じた医療提供体制の整備や生活習慣病対策、通いの場への通所 支援等の介護予防も含めた地域包括ケアシステムの構築、障害のある人の就労等地域生活 支援などに取り組み、医療・介護・子育てなどを支える人材の確保や、若い世代の出会い から結婚、出産、子育てまで安心して子どもを産み育てられる環境づくりに、関係機関等 と一体となって取り組むこととしている。

〇主要施策

1 地域における医療提供体制の整備

「第8次岡山県保健医療計画」(~2023(R5))の下、管内2つの保健医療圏(真庭、津山・英田)ごとに、地元医療機関等で構成する地域医療構想調整会議での協議をはじめ、地域の実情に応じ、地元医師会や市町村等と連携しながら良質かつ適切な地域医療の提供に努めている。2024(R6)年度開始の次期保健医療計画の策定に向けて、国・県の動向を踏まえ、適切な時期に地域医療調整会議が開催できるよう、準備を進めていく。

(1) 地域医療構想の推進(両圏域)

地域医療構想調整会議において、各病院等の病床数を把握した上で、新型コロナウイルス感染症への対応状況等を踏まえ、2024(R6)年度からの第9次県保健医療計画策定を念頭に、各医療機関における病床数に対する今後の方針や考え方等について意見交換を重ねながら、2025(R7)年における必要病床数及び圏域内医療機関における外来機能の明確化・連携について、議論が深まるよう調整し、令和4年度の早い時期に各圏域での会議を開催する。

- ・各医療機関における病床機能、必要病床数及び地域における役割分担の議論
- ・新型コロナウイルス感染症の対応状況を踏まえた、新興感染症感染拡大時の医療提供体制の議論
- ・地域における外来医療基幹病院とかかりつけ医の連携強化の議論 今年度末に国が示す公立病院経営強化ガイドラインを踏まえ、鏡野町が設置する「町

立病院あり方検討委員会」参加や地域医療構想調整会議において、公立病院としての役割についての協議を進めるとともに、建設に係る財政支援等の情報提供を行う。

(2) 医療従事者の不足(両圏域)

医師不足は地域枠卒業医師の配置等、県医療支援センターが取り組んでおり、局としては、県南に比べ特に不足している看護師確保について積極的に取り組む。

- ・看護職人材確保コーディネーターの配置による I,TU ターン等の就職促進
- ・医療従事者間の交流による地元定着促進 等
- (3) 初期救急医療体制の見直し(津山・英田圏域)

市町村をまたいだ広域連携による初期救急の提供を視野に、各医師会及び市町村の意向を踏まえ、意見交換や情報共有できる場を設定し、支援していく。



美作地域の看護職と看護学生の交流会



看護職サポートチーム

2 健康危機管理対策(大規模自然災害・感染症)

大規模な自然災害や感染症等の原因により生じる住民の生命、健康の安全を脅かす事態に対し、健康被害の発生予防、拡大防止、治療等の保健活動を適切に実施するため、 市町村、関係機関等と連携した取組を推進する。

(1) 大規模災害対策

平 時:①地域本部立上げマニュアルの見直し

- ②県防災訓練等にあわせEMIS・防災システムの操作訓練の実施
- ③DMAT、日赤等の医療チーム、県本部、市町村、関係機関と連携した訓練の実施。

発生時:大規模な災害の発災後、地域災害保健医療調整本部を設置し、管内の被 災状況の把握と必要な支援を円滑かつ迅速に行う。

- ※傷病者の救助、医療提供体制の確保、避難所等における被災者の健康管理感染 予防に配慮した生活環境の改善、感染者への対応
- (2) 新興感染症対策 (新型コロナ除く)

平 時:①新型インフルエンザ対策地域連絡会議等により医療機関や消防等と の連携強化を図るとともに、患者移送訓練等研修会を行う。

> ②高病原性鳥インフルエンザ簡易検査陽性判定後、的確かつ迅速な対応 が行えるよう、関係者の連絡網や動員体制の整備を行う。

またR2年度に管内で発生した事例を踏まえた県民健康対策マニュ

アルの見直しや県民健康対策班の活動シミュレーションを実施する。

発生時:①新型インフルエンザ等対策特別措置法や県健康危機管理対策要綱、各種マニュアル等に基づき感染拡大防止を図る。

県対策本部のもと地域対策本部会議の開催や、医療提供体制の確保等

関係機関と連携しながら状況に合わせた支援を行う。

②高病原性鳥インフルエンザ簡易検 査陽性判定後、県民健康対策班を 編成し、市町村や看護協会等と連 携し発生農家従業員や作業従事者 の健康管理等を的確かつ迅速に行 う。



家畜防疫に関する職員研修会

3 新型コロナウイルス感染症対策

保健所は、公衆衛生の第一線機関として本庁や地元医療機関等と連携して、オミクロン株にも対応した新型コロナウイルス感染症対策に取り組み、感染予防、自宅療養者への支援、医療提供体制の整備等を行ってきた。令和4年度も必要に応じ局をあげて取り組んでいくとともに、市町村が実施主体のワクチン接種についても側面的に支援する。

- (1) 医療提供体制の整備
 - ・圏域調整会議を必要に応じて開催し、最新の知見を踏まえ流行の特性に応じた 体制の整備(電話診療等在宅医療の提供体制の確保・中和抗体薬・経口治療薬等 投与等)について、各医療機関、医師会等と協議を進めていく。
- (2) 患者増加時における保健所体制の強化
 - ・積極的疫学調査、PCR 検査、患者への通知事務等、患者の増加に応じて各課の応援態勢を強化し、土日、祝日も対応できる体制を確立して対応する。
- (3) 自宅療養患者及び濃厚接触者対応の重点化
 - ・第6波では入院10.1%、宿泊療養2.9%、自宅療養87.1%となった。(2/22公表分まで)患者には自宅療養サポートセンターによる健康観察が行われているが、患者急変時の受診、移送などの対応を休日・夜間も求められる状況である。濃厚接触者に対しては重症化リスクの高い者を対象として健康観察を実施する。
- (4) 移送体制の強化について
 - ・宿泊療養、急変時の移送については本来保健所で対応するものであるが、移送タクシーは全県(岡山市、倉敷市を含む)で5台、美作局管内で利用できる地域タクシーが1台配備されているが、十分な台数ではなく宿泊療養の利用や急な患者の移送に苦慮することが多い。職員が直接移送する体制は縮小しながら維持しつ、民間救急等が活用できるよう検討する。
- (5) 宿泊療養施設について
 - ・家庭内での分離が困難な際や医療的な支援が必要な者が宿泊療養施設を利用するため、必要な者が利用できるよう支援する。
- (6) クラスター対策について
 - ・施設、事業所等の感染予防対策に関する電話相談や実地指導に積極的に応じる。

・福祉施設等の患者発生時には早期から部内各課と連携して感染拡大防止の対応 に当たるとともに、岡山県クラスター対策班(OCIT)の派遣についても検討する。

(7) ワクチン接種体制の支援

- ・3回目のワクチン接種について、岡山県は順調に進んでいるが、高齢者施設での クラスターが頻発していることから、高齢者の3回目接種が早期に完了するよう 支援していく。
- ・5 才以上 11 才以下の小児への接種は 3 月中旬から接種が始まるが、県が開設した「小児専門相談窓口」等の活用を図り、副反応等が気になる保護者に対して丁寧な相談に応じ、小児への接種が効果的に進むよう支援する。

4 地域包括ケアの推進等(高齢者の地域生活支援)

高齢者が医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」(令和3年度~令和5年度)に基づき、医療、介護、介護予防、住まい、自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を推進する。

(1) 在宅医療・介護連携の推進

- ・在宅医療の普及や医療・介護の連携促進のため、かかりつけ医普及啓発講座(愛育委員会委託)や、関係者の資質向上研修会を市町村と連携し実施。
- ・市町村の医療・介護連携協議会等への参画を通じて地域包括ケアの推進を図る。
- (2) 介護予防・生活支援サービスの充実支援
 - ・地域ぐるみで介護予防に取り組む環境づくりを進めるため、ワークショップを開催 するなど普及啓発を行う。
 - ・管内の生活支援コーディネーターが日頃の活動について情報交換や研修する場を 設け、その資質の向上やネットワークづくりを支援する。
 - ・住民互助による通所付添活動の仕組みの構築や拡大を目指す市町村に対し、検討会 や住民サポーターへの助言を通じて支援を行う。

(3) 認知症施策の推進

- ・認知症高齢者の介護家族や本人、地域住民を対象に、講演や介護体験談等からなる る交流会を開催し、介護家族の支援と認知症に理解のある地域づくりを進める。
- ・市町村における認知症施策の全体的な水準向上を図るため、市町村、地域包括支援センターを対象とした研修会を開催する。



生活支援コーディネーター研修会



認知症理解促進研修会

(4) サービスの質の向上

- ・社会福祉法人・社会福祉施設に対し、計画的な一般監査を実施するとともに、重大な 問題のある法人に対し実効ある特別監査を実施する。
- ・介護サービス及び障害福祉サービス事業者に対し、計画的な実地指導を行うととも に、不正が疑われる事業者に対し機動的な監査を実施する。

※合和3年度 社会福祉施設等の指導監査及び指定介護サービス事業所等の実地指導の状況

指定介護サービス事業所等の実地指導
① 介護サービス事業所等
・居宅サービス事業所 38 件
• 介護保険施設 8 件
② 障害福祉サービス事業所等
・障害福祉サービス事業所 7件
・障害者支援施設(日中系を含む) 0件
•一般相談支援事業所 0件
・障害児通所支援事業所 13件
・障害児入所施設 0件
③ 有料老人ホームの立入検査 7件
④ サービス付き高齢者向け住宅の 0件
立入検査

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年より実施数は削減 (R4.3.31 現在)

5 障害のある人、難病患者の地域生活支援

障害のある人(*)が地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、岡山県障害 者計画」(令和3年度~7年度)等に基づき、保健・医療・福祉サービスの充実を図る。

- (*)身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、難病患者等
- (1) 障害のある人の自立支援と所得向上などの取組
 - 特別障害者手当等の支給、医療費への補助や啓 発活動を行う。また、管内3自立支援協議会に 参加して、情報提供・収集を行い、障害のある 人の自立を支援する。
 - ・農福連携の推進、福祉作業所の販路支援や「お かしBOX」事業の継続支援など所得向上の取 組を行う。



美作県民局管内のハレの福産良品

(2) 小児リハ提供体制の充実支援

美作・勝英地域で構築した小児リハ提供体制を基に、希望する児が県北で小児リハ が受けられるとともに、セラピスト等専門職の技術向上等提供体制が充実するように 市町等との連携を図る。

真庭地域は、旭川荘真庭地域センターによるリハビリを活用しながら市村・医療機 関等と連携を図り、リハビリの必要な子どもの成長を支援する

- (3) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神障害者が住み慣れた地域で医療・福祉・就労等包括的なケアが受けられるよう 医療機関や障害福祉関係者・地域支援者と事例検討を通じた支援のネットワーク作 りをおこなう。また、自立支援協議会を通じて地域の課題を協議する。
 - ・医療福祉保健関係者が、精神障害者への理解を深め、対応力をつけるための事例検 討会や研修会、既存の会議を通じた体制整備と人材育成を図る。

(4) A型事業所の経営改善

経営改善の実績や経営改善計画書の内容、新型コロナウイルスの影響等を踏まえ、 経営改善の見込みに応じて事業所を区分し、重点的な支援や生産活動見直し等の指導 を行う。

(5) 難病患者への支援

難病患者への医療相談・患者家族の集いの開催及び医療費の助成を行う。

医療依存度の高い難病患者に対して、平時から患者家族と緊急連絡先、避難場所、 移動手段や準備物等を明確にした災害時個別支援計画を作成し、市町村関係部署と共 有する。

6 生活困窮する人の自立支援

憲法25条に規定する理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対して最低限度の生活を保障する生活保護法及び、生活保護に至る直前の方々の支援を行う生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の生活保護をはじめ、自立相談・家計相談・就労支援等を行う。

(福祉事務所を設置していない4町【鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町】が担当区域)

- (1) 生活困窮者の自立支援
 - ・生活困窮者からの相談対応を行う支援員を3名配置しており、生活改善の助言等、 生活困窮者の早期自立に向けた支援を行う。
 - ・住居確保給付金や生活困窮者自立支援金を適正に支給する。

(2) 生活保護

- ・世帯の個々の状況に応じた支援を行うことにより、最低限度の生活の保障と自立の 助長を図る。訪問や各種調査の実施などにより、適正な業務の実施に努めるととも に、不正な事案に対しては厳正に対応する。
- ・生活保護費の返還金滞納について、文書、電話、訪問による督促や財産調査等を実施し、滞納額の削減に努めるとともに、返還金が生じることのないよう適正な収入 把握に努める。

7 子育て支援・少子化対策の推進

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、子育てを地域全体で支え応援する社会づくりを進めるため、「岡山いきいき子どもプラン2020」(令和2~6年度)に基づき、市町村や地域の多様な担い手と協働しながら、子育て支援や少子化対策に取り組む。

- (1) 母子保健の推進(保健課)
 - ・行政と医療関係者(産科・小児科・精神科医師、助産師、精神保健福祉士、心理士等)で「周産期母子支援関係者連絡会議」を開催し、多職種における地域の妊

産婦への切れ目のない支援の強化を図る。

- ・子育て世代包括支援センター及び産後ケア事業の円滑な運営と強化を図るため、 市町村を支援する。
- ・若い世代が妊娠・出産・育児に対する正しい知識の下、将来のライフプランを考えるよう教育機関と連携し、出前講座等を開催する。



美作保健所·勝英支所管内周產期母子支援関係者研修会



未来のパパ&ママを育てる出前講座

(2) 保育・子育て支援事業の充実

- ・子ども・子育て支援新制度による保育料の無償化の対象にならない第3子以降 0~2歳児の無償化に取り組む市町村に補助する。
- ・関係者と連携し、管内市町村の子育て支援情報を提供する。
- ・美作大学と連携して「子育てカレッジ」を実施し、子育て家庭の交流・相談の場 を提供する。
- ・「ももっこステーション」の設置勧奨などを通じて、子育て家庭の居場所や交流
- ・相談の場を確保する。



ももっこステーションの看板



みまさか子育てカレッジ

- (3) ひとり親家庭への経済的支援・子どもの貧困対策の推進
 - ・市町村と連携し、母子父子寡婦福祉資金の貸付けや医療費の負担軽減、児童扶養 手当の支給などにより、ひとり親家庭を支援する。
 - ・子どもの居場所づくりをはじめとする子どもの貧困対策を推進する。
- (4) 児童虐待防止対策の推進
 - ・要保護児童対策地域協議会連絡会議の開催等により市町村協議会の体制強化を図る。
 - ・子どもの実情把握から専門的な相談対応等を行う市町村の子ども家庭総合支援拠点の設置を促進する。(設置目標:令和4年度)
 - ・児童虐待防止やヤングケアラー問題解消のため県民に向けた周知啓発を行う。
 - ・妊娠期から、各家庭の状況に応じた支援を行い、市町村や児童相談所と連携しながら母子保健の観点から虐待予防に取り組む。
- (5) 結婚支援等少子化対策の推進(福祉振興課)

・子ども未来課、おかやま出会い・結婚サポートセンター及び市町村等と連携し、 「おかやま縁むすびネット」会員登録やセンターの利用促進を図ることにより、 若い世代の結婚意識の醸成を図る。

8 健康づくりの推進

平成30年度から5年間に取り組むべき課題や方向性を明示した「第2次健康おかやま21 セカンドステージ」に基づき、健康寿命の延伸を目指し、糖尿病予防戦略事業、たばこの害普及事業等の事業に取り組んでいる。

令和4年度は、令和3年度に実施した県民健康調査の集計・分析を行い最終評価に向けた準備の年となっている。(次期岡山県健康増進計画:令和6年度~令和15年度)

(1) 健康な生活習慣の定着促進

- ・生活習慣病を予防するため、愛育委員・栄養委員活動を通じた特定健診やがん検 診の受診勧奨、適正体重の維持・朝食摂取・減塩食・野菜一皿(70g)プラス運動 といった地域住民への健康生活習慣の定着促進を支援する。
- ・高校生への食育講座、食と健康展の開催など、子どもの頃からの健康生活習慣の 定着を図るため高校や関係団体と連携し関係地域住民への普及啓発活動に積極 的に取り組む。
- ・健康寿命の延伸を目指した市町村の健康増進計画・食育推進計画の推進支援に取り組む。

(2) たばこ対策

- ・喫煙年齢前の年代へたばこの害について啓発する研修会等を実施する。
- ・施設ごとの敷地内や屋内禁煙が進むよう、職域保健等と連携し事業主団体へ周知 を行うとともに、受動喫煙が生じている恐れのある施設に対して、現地確認や改 善指導を実施する。
- (3) 糖尿病重症化予防対策の推進
 - ・市町村の取り組みの現状把握や分析を行い、課題に応じて、健診受診率の向上や 特定保健指導実施率の向上、糖尿病重症化予防の取り組み等が向上するよう、保 健所国保ミーティングを開催し助言や指導を行う。

9 安全・安心な生活衛生の推進

食の安全・安心の推進のため、食品衛生法に基づき策定された「岡山県食品衛生監視指導計画」に従い食品関係施設の監視指導や食品検査を実施している。平成 30 年に HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の導入、営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設等を盛り込んだ法改正が行われ、令和3年6月から施行された(一部令和6年5月末まで猶予期間)。本年度の計画実施を通じ、食中毒予防のみならず、引き続き法の改正内容について周知徹底を図る必要がある。

また、美作三湯には温泉を利用した施設が多数有り、旅館業の入浴施設及び公衆浴場等におけるレジオネラ症発生の未然防止を図るため、各施設における衛生管理の徹底を指導する必要がある。

※HACCP に沿った衛生管理:従前の最終製品抜き取り検査でなく、原材料の入荷から 出荷までの各工程で衛生管理をチェックする仕組みで、「衛生管理計画」作成や実施記 録の保管が必要となる。

(1) 改正食品衛生法への対応

・HACCP については、営業施設への監視指導時における助言等を通じ、なるべく早

期に全事業者に定着するよう努めていく。

・新たな営業許可・届出制度については、事業者への周知等を通じ、必要な対応を 円滑に進める。

(2) 食中毒の防止対策

- ・監視指導計画に基づき、監視指導及び食品の収去検査等を計画的、効率的に実施する。
- ・飲食店営業者や食肉販売業者に対し、食肉を提供する際は、中心部まで十分に加 熱したものを提供するよう監視指導を実施する。
- ・消費者には、衛生講習会や食の安全相談窓口での対応等の機会を捉え、加熱不十 分な食肉の摂食等による食中毒発生のリスクについて啓発を行う。

(3) レジオネラ属菌対策

・本県において策定した「公衆浴場等におけるレジオネラ属菌対応要領」に基づき、 浴槽水の自主検査の励行や浴槽及び循環系統の清掃及び消毒等、徹底した衛生管 理の指導を実施する。また、計画的な浴槽水等の行政検査、施設管理者等を対象 とした講習会の開催などを通じ、レジオネラ症発生の未然防止に努める。



施設監視時の様子



衛生管理計画作成支援研修会の様子